

国際医療福祉大学病院 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設する国際医療福祉大学病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の理学療法士等は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）主たる事業所

- ① 名 称： 国際医療福祉大学病院
- ② 所在地： 栃木県那須塩原市井口533-11
にしなすの総合在宅ケアセンター内

（2）出張所

- ① 名 称： 国際医療福祉大学病院訪問リハビリテーションサテライト事業所
- ② 所在地： 大田原市北金丸2600-6
国際医療福祉大学クリニック内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、介護予防を兼務する。

(1) 管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

(2) 医師 1名

医師は、指定訪問リハビリテーション等の計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(4) 事務職員 必要適当数

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。但し、12月31日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の居宅を訪問し、基本動作能力又は応用動作能力、社会適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、1回220円とする。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

(1) 主たる事業所

那須塩原市（旧西那須野町、旧塩原町の地域）、大田原市（旧大田原市の地域）とする。

(2) 出張所

大田原市、那珂川町、那須烏山市とする。

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行なっているときに、利用者の病状に急変、事故その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

重大事故発生時等は適切に管轄行政に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、知識と技術の研鑽を欠かさず、業務体制を整備することを心がける。

2. 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

5. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. 事業所は訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、訪問リハビリテーション完結の日から5年間保管しなければならない。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年8月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、令和1年10月1日から施行する。
- この規定は、令和2年6月1日から施行する。
- この規定は、令和6年3月15日から施行する。